

第49回鳥取市木のまつり 概要と注意事項

1. 日 時 令和8年11月3日（火・文化の日） 午前11時～午後4時
※交通規制：午前10時30分～午後4時15分
2. 場 所 国道53号線「若桜街道」
（まちパル鳥取前～片原変電所前）
3. 応募締切 令和8年9月1日（火） 午後5時00分 必着

4. 注意事項

① 応募資格	本イベントは、花と緑ある豊かな街づくりを目指し、市民のふれあいと賑わいを創出することを目的に開催するものです。イベント内で実施できる事業は、開催目的の趣旨に合致することが必要であり、地域の活性化、産業の振興、教育、学術、文化又はスポーツの振興等に寄与する公共性のある事業であって、次の基準をすべて満たす必要があります。 1. 市の施策の推進に寄与すると認められ、かつ、市の市政運営に支障を来さない事業であること。 2. 営利を主たる目的とするものでないこと。 ※ 金銭の授受は材料費程度に限られます。 3. 宗教団体又は政治団体の行うものでないこと。 4. 特定の思想若しくは信条の普及又は政治的活動を目的としていないこと。 5. 暴力団、暴力団員又はこれらの利益につながる活動を行い、若しくはこれらと密接な関係を有する者が関与する事業でないこと。 6. 人権侵害又は差別を助長するおそれのあるものでないこと。 7. 応募者・応募団体が過去に参加した際に、不正な行為をしていないこと。
② 交通規制	● <u>出展時間中は歩行者天国として、道路上を歩行者が通行できる状態とします。</u>この間、開催区域内の車両の進入および駐車を原則として禁止します。<u>ただし、出展に必要な</u>

	<u>備品等を載せ続けなければならない等、やむを得ない事情がある場合には、車両を動かさないことを条件に、規制時間中の駐車を許可します。事前に実行委員会事務局まで駐車許可を申請してください。</u> ● <u>交通規制中、実行委員会があらかじめ駐車を許可した車両は、安全確保のため、緊急車両の通行等特別な事情がある場合を除き、一切移動しないでください。</u>
③ 準備	● <u>出店場所は、県庁に向かってセンターラインから左側を使用してください。</u> ● <u>歩行者天国区域内に車両を進入させて行う荷卸しは、交通規制開始時刻までに行ってください。安全確保のため、出展に必要な物品の仮置きは歩道上で行い、荷卸し後は速やかに区域外へ退出してください。</u> ※交通規制に関する注意喚起を交通規制開始前から適宜行います。 ● <u>車道での準備は、交通規制開始後に開始してください。</u>
④ 撤収	● 午後4時00分でイベント終了とします。これ以降は出展を終え、撤収作業を行ってください。 ● <u>遅くとも交通規制解除10分前までに、車道から歩道へ撤収してください。</u> ● <u>歩行者天国区域内に車両を進入させて行う撤去は、交通規制解除後に行ってください。安全確保のため、出展に必要な物品の仮置きは歩道上で行い、終了後は速やかに区域外へ退出してください。</u>
⑤ 金銭授受	歩道で行ってください。車道上での金銭授受は禁止します。 ※商品の受け渡しは車道で行っても問題ありません。
⑥ 水道・電源	鳥取本通商店街振興組合、若桜街道商店街振興組合の設備を使用します。水道・電源の使用を希望する場合は、必ず実施計画書に記載してください。 ○水道：歩道の散水栓 ○電源：アーケード支柱上方にあるコンセント ※延長コードや脚立は各団体で準備してください。
⑦ ごみ	● 実行委員会ではゴミ箱を設置しません。<u>各自ゴミ箱を設置し、輩出したゴミは必ず持ち帰ること。</u> ● イベント終了時は、出展場所周辺のゴミ拾いを実施し、綺麗にして撤収すること。

⑧ 雨天時	● <u>原則、歩行者天国は実施します。</u>歩道に出展はできませんので、各自でテント等雨対策を行ってください。 ● 豪雨等で来場者等にとって危険であると判断した場合には、まつりを中止とします。中止する場合は、当日午前8時30分に鳥取市ホームページでお知らせします。	
⑨ 今後の予定	9月中旬	チラシ校正確認依頼（以降3回程度）
	10月中旬	チラシ・配置図送付
	当日（11/3）	机・椅子の使用料を午前中に集金予定

5. 問い合わせ先

鳥取市花と木のまつり実行委員会事務局
（鳥取市経済観光部経済・雇用戦略課内）

メール：keizai@city.tottori.lg.jp

電話：0857-30-8282

FAX：0857-20-3947